

肢 体 不 自 由

1 指導上の特色及び基本的な配慮事項(特別支援学校学習指導要領解説総則等編より引用)

(1) 体験的な活動を通して表現する意欲を高めるとともに、児童の言語発達の程度や身体の動きの状態に応じて、考えたことや感じたことを表現する力の育成に努めること。

表現する力を育成するためには、体験的な活動を通して表現しようとする意欲を高めることが大切である。そのためには、日常生活や学習活動において、不思議なことや面白いことに気付いたり、美しいものに感動したりする機会が十分になくてはならない。特に、各教科の指導においては、自分の手で触れたり、実際の場面を見たり、具体物を操作したり、いろいろな素材に親しみ作品を作ったりする体験的な活動を計画的に確保することが求められる。こうした具体的な体験を通して得られた気付きや感動が、生き生きとした表現へとつながるのである。

そして、表現しようとする意欲を高めながら、個々の児童生徒の言語発達の程度や身体の動きに応じて、表現するために必要な知識、技能、態度及び習慣の育成に努めることが大切である。言語発達の程度については、話したり書いたりする力だけでなく、言葉の意味理解や語彙なども把握する必要がある。身体の動きについては、筆記やコンピュータへの入力等を助けるための補助用具の活用による表現の可能性についても把握する必要がある。このような表現に関する実態を踏まえて、個々の児童生徒の表現する力を各教科の指導を通してどのように育成していくのか明確にして指導に当たることが求められる。

表現は、話し言葉や書き言葉をはじめとして、絵画や歌唱など様々な方法によって行われる。指導に当たっては、感じたことや考えたことを自由に表現させるなど児童生徒の意欲を大切にしながら、次第に多様な表現ができるように指導の順序や方法を工夫することが大切である。

(2) 児童の身体の動きの状態や生活経験の程度等を考慮して、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどして指導すること。

指導内容の精選に当たっては、児童生徒一人一人の身体の動きの状態や生活経験の程度等の実態を的確に把握し、それぞれの児童生徒にとって、基礎的・基本的な指導内容は何かということをも十分見極めることが大切である。

また、指導内容の精選とともに、各教科の目標と指導内容との関連を十分に研究し、その重点の置き方や指導の順序、まとめ方を工夫し、指導の効果を高めるようにすることも必要である。

(3) 身体の動きやコミュニケーション等に関する内容の指導に当たっては、特に自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

各教科、特に、音楽、図画工作、美術、家庭、技術・家庭、体育、保健体育などの実践的・体験的な活動が中心となる教科の内容には、自立活動の「身体の動き」や「コミュニケーション」等に関するものが数多く含まれている。身体の動きやコミュニケーション等が困難な児童生徒に対して、各教科における実践的・体験的な活動を展開する際には、その状態を改善・克服するように指導や援助を行うことが必要である。そのためには、特に、自立活動の時間における指導との密接な関連を図り、学習効果を高めるよう配慮しなければならない。したがって、指導計画の作成に当たっては、一人一人の児童生徒についてどのような点に配慮して指導を行うのかを明確にしておくとともに、指導に当たっては、具体的な方法についても身に付けておくことが必要である。

なお、このような実践的・体験的な活動の際には、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎて、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

(4) 児童の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫すること。

肢体不自由のある児童生徒が、効果的に学習を行うためには学習時の姿勢に十分配慮することが重要である。学習活動に応じて適切な姿勢を保持できるようにすることは、疲労しにくいだけでなく、身体の手操作等も行いやすくなり、学習を効果的に進めることができる。例えば、文字を書く、定規やコンパスを用いる、粘土で作品を作るときなどには、体幹が安定し上肢が自由に動かせることが大切である。また、よい姿勢を保持することは、学習内容を理解する点からも重要である。例えば、位置、方向、遠近の概念は、自分の身体が基点となって形成されるものであるから、安定した姿勢を保つことにより、こうした概念を基礎とする学習内容の理解が深まることになる。したがって、学習活動に応じて適切な姿勢がとれるように、いすや机の位置及び高さなどを調整することについて、児童生徒の意見を聞きながら工夫するとともに、児童生徒自らがよい姿勢を保つことに注意を向けるよう日ごろから指導することが大切である。

一方、肢体不自由のある児童生徒の認知の特性に応じて指導を工夫することも重要である。脳性疾患等の児童生徒は、課題を見て理解したり聞いて理解したりすることに困難がある場合がある。こうした場合には、課題を提示するときに、注目すべき所を強調したり、視覚と聴覚の両方を活用できるようにしたりするなど指導方法を工夫することが大切である。また、地図や統計のように多数の要素が盛り込まれている課

題や理科の実験のようにいろいろな要素を考慮する必要がある課題については、1つの要素に着目することや順序立てて考えることなどを繰り返し指導することが必要である。このように児童生徒の認知の特性を把握し、各教科を通じて指導方法の工夫をすることが求められる。

(5) 児童の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。

身体の動きや意思の表出の状態等により、歩行や筆記などが困難な児童生徒や、話し言葉が不自由な児童生徒などに対して、補助用具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用して指導の効果を高めることが必要である。

ここで述べている補助用具の例として、歩行の困難な児童生徒については、つえ、車いす、歩行器などが、また、筆記の困難な児童生徒については、筆記用自助具や筆記の代替をするコンピュータ及び児童生徒の身体の動きの状態に対応した入出力機器などが挙げられる。また、補助的手段の例としては、身振り、コミュニケーションボードの活用などが挙げられる。

なお、補助用具や補助的手段の使用の是非は、児童生徒の身体の動きや意思の表出等の状態やその改善の見通しに基づいて、慎重に判断することが重要である。将来、改善が見込まれる児童生徒については、自立活動の指導との関連を図りながら指導を行うようにし、補助用具や補助的手段を適切に活用することが大切である。

2 自立活動の内容（特別支援学校学習指導要領解説自立活動編より引用）

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- (4) 健康状態の維持・改善に関すること。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。

二分脊椎の幼児児童生徒の場合は、尿路感染の予防のため、排泄指導、清潔の保持、定期的検尿等に十分留意した指導を行う必要がある。

進行性疾患のある幼児児童生徒の場合は、絶えず自分の体調や病気の状態に留意するとともに、これらについて正しく理解して、身体機能の低下を予防するよう生活の自己管理に配慮した指導を行うことが大切である。

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。

下肢切断によって義肢を装着している場合は、義肢を装着している部分を清潔に保ったり、義肢を適切に管理したりすることができるようにする必要がある。

床ずれ等がある場合には、患部への圧迫が続かないように、定期的に体位を変換することの必要性を理解し、自分で行う方法を工夫したり、自分でできない場合には他の人に依頼したりできるようにすることが大切である。

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること。

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

肢体に不自由があるために移動が困難な児童生徒の場合、手段を工夫し実際に自分の力で移動ができるようになるなど、障害に伴う不自由を自ら改善し得たという成就感がもてるような指導を行うことが大切である。特に、障害の状態が重度のため、心理的な安定を図ることが困難な幼児児童生徒の場合には、寝返りや腕の上げ下げなど、不自由な運動・動作をできるだけ自分で制御するような指導を行うことが、自己を確立し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲を育てることにつながる。

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

(4) 集団への参加の基礎に関すること。

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

肢体不自由のある幼児児童生徒は、経験が乏しいことから自分の能力を十分理解できていないことがある。自分でできること、補助的な手段を活用すればできること、他の人に依頼して手伝ってもらうことなどについて、実際の体験を通して理解を促すことが必要である。

4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関すること。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

(1) 保有する感覚の活用に関すること。

肢体不自由や知的障害のある幼児児童生徒の中には、視覚障害や聴覚障害を併せ有する者も少なくないことから、保有する感覚を最大限に活用して、学習や日常生活に必要な情報を適切に取り入れるための指導が必要である。

(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること。

脳性まひの児童生徒は、文字や図形を正しくとらえることが困難な場合がある。原因としては、数多く書かれてある文字や図形の中から一つの文字や図形に注目することや、文字や図形を構成する線や角度の関係を理解することが難しいことなどが考えられる。

このような場合には、一つの文字や図形だけを取り出して輪郭を強調して見やすくしたり、文字の部首や図形の特徴を話し言葉で説明したりすることが効果的なことがある。

こうした児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえて指導を工夫するほか、上肢にまひがあり、文字や図形を書くことが難しい場合には、コンピュータ等を活用して書くことを補助することによって、学習を効果的に進めることができる。また、学習活動を通じて、例えば文字の部首や図形の特徴については、話し言葉で聞いた方が理解しやすいというような自分の得意な学習のスタイルを知り、自ら使えるように指導することも大切である。

そこで、肢体不自由のある児童生徒の感覚や認知の特性を踏まえて、文字や図形を正しくとらえることを指導する場合には、この項目に加えて、「5 身体の動き」や「3 人間関係の形成」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

肢体不自由のある幼児児童生徒は、身体の動きの不自由さから自分の身体の状況を十分に理解していなかったり、空間における自分とものとの位置関係を理解することに困難が見られたりする場合がある。こうしたことが概念を形成する際の基礎となる上下、左右、前後、高低、遠近等の空間に関する概念の形成を妨げる。そこで、自分の姿勢と対象の位置関係を意識させ、言葉と結び付けながら空間に関する概念の形成を図るよう指導していくことが必要である。

5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

姿勢には、臥位、座位、立位などがあり、あらゆる運動・動作の基礎になっている。姿勢を保持することは、広い意味では動作の一つである。これらの姿勢保持と上肢・下肢の運動・動作を含めて基本動作というが、この基本動作は、姿勢保持、姿勢変換、移動、四肢の粗大運動と微細運動に分けることができる。

障害によって身体の動きに困難のある幼児児童生徒は、基本動作が未習得であったり、誤って身に付けてしまったりしているために、生活動作や作業動作を十分に行うことができない。そこで、個々の幼児児童生徒の運動・動作の状態に即した指導を行うことが大切である。

例えば、全身又は身体各部位の筋緊張が強すぎる場合は、その緊張を弛めたり、弱すぎる場合には、適度な緊張状態をつくりだしたりすることができるような指導が必要である。

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。

姿勢保持や基本動作の改善及び習得を促進し、日常生活動作や作業動作の遂行を補うためには、幼児児童生徒の運動・動作の状態に応じていろいろな補助的手段を活用する必要がある。また、この補助的手段の活用に関する指導内容には、各種の補助用具の工夫とその使用法の習得も含まれている。

補助用具には、座位姿勢安定のためのいす、作業能率向上のための机、移動のためのつえや歩行器及び車いす、白杖等がある。このほか、よく用いられる例としては、持ちやすいように握りを太くしたり、ベルトを取り付けたりしたスプーンや鉛筆、食器やノートを机上に固定する装置、着脱しやすいようにデザインされた衣服、手すりなどを取り付けた便器などがある。

また、表現活動を豊かにするために、コンピュータの入力動作を助けるための補助用具も重要なものである。

幼児児童生徒が補助用具を必要とする場合には、用途や目的に応じて適切な用具を選び十分使いこなせるように指導する必要がある。また、その発達の段階を考慮しながら、補助用具のセッティングや収納の仕方を身に付けたり、自分に合うように補助用具を調整したりすることを指導することも大切である。一方で、例えば、車いすの使用が度重なることにより立位を保持する能力の低下を来す場合がある。したがって、補助用具の使用の仕方を工夫し、幼児児童生徒の身体の動きの維持や習得を妨げない

ように十分留意しなければならない。

なお、つえ、車いす、白杖等の活用に当たっては、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の協力や助言を得ることが大切である。

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。

日常生活に必要な基本動作を身に付けることは、幼児児童生徒の自立にとって、極めて重要なことである。これらを身に付けるには、姿勢保持、移動、上肢の諸動作といった基本動作が習得されていることが必要であり、座位、立位を保持しながら、上肢を十分に動かすことができることがその基礎になる。つまり、

ア 安定した座位を確保しながら、両腕を体の前へ伸ばすことができること。

イ 身体の正面で両手を合わせることができ、指を握ったり開いたりすることができること。

ウ 身体のほとんどの部位へ指先が届くこと。

エ 手の動きを目で追うこと。

というような動作が可能であれば、さらに、次の段階の指導を工夫することによって、日常生活の諸動作の多くを行うことができるようになる。その上で、これらの動作を実際の日常生活で使うことができるところまで習慣化していくことが大切である。

また、運動・動作が極めて困難な幼児児童生徒の場合には、日常生活に必要な運動・動作のほとんどを介助に頼っている場合が多い。このような幼児児童生徒の場合には、介助を受けやすい姿勢や手足の動かし方を身に付けることを目標として、指導を行うことが必要である。

(4) 身体の移動能力に関すること。

障害の状態により、筋力が弱く、歩行に必要な緊張が得られない幼児児童生徒の場合には、歩行器を用いた歩行を目標に掲げて指導を行ったり、歩行が困難な場合には、車いすによる移動を目標に掲げたりするなど、日常生活に役立つ移動能力を習得するよう指導する必要がある。

運動・動作が極めて困難な幼児児童生徒の場合には、寝返りや腹這いによる移動だけでなく、それらも含めた基本動作すべての改善及び習得を目指す必要がある。したがって、姿勢保持や上下肢の基本動作などの指導経過を踏まえて幼児児童生徒に適した移動の方法を選択することが大切である。例えば、寝返りや腹這いができなくても、姿勢を保持することができるようならば、移動を補助する手段の活用が考えられる。

なお、障害の状態や発達の段階によっては、学校外での移動や、交通機関の利用の際に、一人での移動が困難な場合もある。そこで、このような社会的な場面における移動能力を総合的に把握し、実際の場面で有効に生かされるよう指導することが大切である。

肢体不自由のある幼児児童生徒が、目的地まで一人で移動できるようになるためには、移動能力のほか様々な状況に対する的確な判断力を身に付ける必要がある。

肢体不自由のある幼児児童生徒が車いすを利用して外出する場合には、車いすの操作に慣れるとともに、目的地まで車いすを操作し続けるための体力がなければならない。それに加えて、目的地までの距離や段差の状況などを調べ、自分の車いすを操作する力を考慮して一人で行けるかどうかを判断し、一人で行くことが難しい場合には、援助者を捜して依頼することが必要となる。また、実際に外出した際には、途中で通行人に道を尋ねたり、路上にある障害物を取り除いてもらったりすることも考えられる。そのため、周囲にいる人に質問をしたり、依頼をしたりするコミュニケーションについても習熟しておくことが大切である。

このように、肢体不自由のある幼児児童生徒が、目的地まで一人で移動できるようにするためには、この項目に加えて、「4 環境の把握」、「6 コミュニケーション」等の区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが求められる。

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

肢体に不自由がある児童生徒の場合には、室内ゲームや戸外のスポーツの種目を通して、粗大運動での機敏さや持続性の向上を図ったり、各種の作品を制作する活動を通して、微細運動での正確さや速さの向上を促したり、単純な作業やゲームなどを繰り返して行うことを通して、速さや持続性を養ったりすることが考えられる。

6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

(2) 言語の受容と表出に関すること。

脳性まひの幼児児童生徒は、言語障害を伴うことがあるが、その多くは意思の表出の困難である。内言語や言葉の理解には困難がないが、話し言葉が不明瞭であったり短い言葉を伝えるのに相当な時間がかかったりすることがある。こうした場合には、発語機能の改善を図るとともに、文字の使用や補助的手段の活用を検討して意思の表出を促すことが大切である。

3 障害に応じた教育課程の編成（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所：特別支援教育の基礎・基本 一人一人のニーズに応じた教育の推進より引用）

肢体不自由特別支援学級

肢体不自由特別支援学級では、各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動のほかに、身体の動きや認知能力などの向上を目指した指導

も行われている。また、指導に当たっては、児童生徒の個人差を考慮し、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れたり、教材・教具の開発・工夫を行ったりするなどの配慮を行うことが必要である。さらに、通常の学級の児童生徒と運動会や給食等の場を通じて活動を共にするなど、社会性や集団への参加能力を高めるための指導にも配慮することが大切である。

なお、児童生徒が可能な限り自らの力で学校生活を送ることができるよう、例えば、廊下やトイレに手すりを取り付けたり、便器を洋式にしたりするなどの配慮が大切である。

肢体不自由通級指導教室

通常の学級での学習におおむね参加でき、留意して指導することが適切と考えられる軽度な障害がある肢体不自由児のうち、身体の動きの状態の改善・向上を図るための特別な指導が一部必要なものについては、通級による指導の対象とすることが適切な場合もあると考えられる。現在、肢体不自由児が通級による指導を受けている例は少数である。

4 学習・生活面での配慮(独立行政法人国立特殊教育総合研究所：特別支援学級のGood Practiceを参考)

児童生徒の障害の状態によって、移動や書字等の学習に多くの時間を要する場合、授業時数の制約の中で、指導内容の精選や重点化を図るなどの工夫が必要である。

障害により体の拘縮や変形が起こりがちなので、医師や機能訓練士等と連携のもと、歩行器や車いすの使用、補装具などの装着、運動・動作の改善や正しい姿勢の確保等に訓練・指導が必要となる。

日常生活動作の改善のため、スプーンやコップ等日常生活用具の改良や福祉機器の活用など、児童生徒の実態に即した工夫ときめ細かな指導が大切である。

児童生徒の中には、てんかんや排泄の障害を合わせ有している場合もある。こうした障害についても、その実態を把握し、専門家や家庭と連携して安全や健康の管理を行うことが大切である。

体温調節が困難であったり、急激に体調が変化したりする場合もあるので、養護教諭等と連携し、日常的にバイタルサイン(心拍数、呼吸数、血圧、体温等)のチェックを行ったり、活動場所や室温への配慮をしたりすることが必要である。